

ヒアリング項目：子育て支援基盤の整備

担当府省：内閣府子ども子育て本部

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

3. 女性活躍のための環境整備

(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応

- ① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。
 - ・ 少子化社会対策大綱（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）に基づき、消費税財源から確保する 0.7 兆円程度を含め、1 兆円超程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。また、教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、女性が安心して子育てできる環境を整備する。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

1. 子育て基盤等の整備

(1) 待機児童解消に向けた子育て基盤の整備

- ① 少子化社会対策大綱¹に基づき、消費税財源から確保する 0.7 兆円程度を含め 1 兆円程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を確実に行う。
- ② 待機児童解消を目指すための保育の受け皿 50 万人分の拡大に対応して平成 29 年度末までに必要となる保育人材 9 万人程度の確保に向け、一定要件を満たせば返済不要となる修学資金貸付や就職準備金の貸付により、保育士の新規資格取得者や再就職者を増やすとともに、安定財源を確保しながら、保育士の処遇改善等を含めた総合的な保育人材確保策に取り組む。また、保育士の負担軽減やチーム保育に取り組む保育所への支援を行う。

さらに、国家戦略特区において、地域限定保育士事業を活用した保育士の確保促進や、用地確保が困難な地域における都市公園内の保育所設置の特例を活用した保育所整備に取り組む。
- ③ 夜勤等により様々な時間帯に働く従業員のニーズに対応するため、改正後の子ども・子育て支援法に基づき、企業による柔軟な事業所内保育の整備（5 万人分）や、ベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。

¹ 平成 27 年 3 月 20 日閣議決定

ヒアリング項目：子育て支援基盤の整備

担当府省：内閣府子ども・子育て本部

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）	
2015	子ども・子育て支援新制度の実施	（28年度当初予算）	748,193,967
		（27年度補正予算）	9,270,504
2016	子ども・子育て支援新制度の実施	（29年度予算）	900,442,117
	仕事・子育て両立支援事業	（29年度予算）	131,327,517

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

該当なし

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的（注3）	当該施策の概要（注3）	関係予算（千円）			法令・制度 改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 （施策名） （注4）
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
50	3-(3)-①	内閣府 （子ども・ 子育て本部）	子ども・子育て 支援新制度の 実施	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景として、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設・地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実	706,119,196	9,270,504	748,193,967	－	117(子ども・ 子育て支援新 制度の実施)

（注１）『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年１月）での整理上の番号を示す。

（注２）「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

（注３）『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年１月）における記載内容である。

（注４）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
117	Ⅲ 1 (1) ①	内閣府 (子ども・子育て本部)	子ども・子育て支援新制度の実施	子ども・子育て新制度については、社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（平成24年6月15日自民党・公明党・民主党）において、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円程度の財源が必要」とされており、消費税財源から確保する0.7兆円程度の必要額、及び更なる「質の向上」を実施するための0.3兆円超の財源を確保し、「量的拡充」及び「質の向上」を着実に実施していく。	・保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」） ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）	748,193,967	－	900,442,117	152,248,150	・税制改正 待機児童解消のため、税制上の優遇措置を拡充 ・機構定員 定員1名増
120	Ⅲ 1 (1) ③	内閣府 (子ども・子育て本部)	仕事・子育て両立支援事業	25～44才の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分としたところ。うち5万人分の保育の受け皿整備の支援及び従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日のほか短時間の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援を行う。	・事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び約5万人の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。 ・多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。	80,033,320	－	131,327,517	51,294,197	・法令・制度改正 事業主拠出金の拠出金率を0.2%から0.23%へ引き上（政令改正） ・税制改正 待機児童解消のため、税制上の優遇措置を拡充 ・機構定員 定員1名増 (117の再掲)

（注1）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

（注2）「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

（注3）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）における記載内容である。